契約手続及び履行確認の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 教育庁  　教育振興室  　　支援教育課 | 雇用創出基金事業地域人づくり事業（雇用拡大プロセス）「支援学校卒業生職場定着支援者育成事業」業務について、契約書で定める月次業務報告書を一度も入手していなかった。 | 今後は契約書の条項に基づき、適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【雇用創出基金事業地域人づくり事業（雇用拡大プロセス）「支援学校卒業生職場定着支援者育成事業」業務契約書】  （業務状況及び雇用労働者数の報告）  第23条　受注者は、毎月の業務が完了したときは、遅滞なく、月次業務報告書を発注者に提出しなければならない。 | | 監査結果を踏まえ、再発防止のため、課内関係者に監査結果と併せて会計事務ポータルサイトにある「委託契約締結事務のポイント」「支出事務のポイント」などをもとに契約事務・支出事務の手続を確認するようメールで周知を行った。  今後、契約締結に当たっては、契約書条項の内容を起案者、決裁関与者それぞれが確認し、再発防止に努める。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成28年６月16日から同年７月14日まで）